

資料1 石狩市子ども・子育て会議について

会議の趣旨・目的

1 設置根拠

- ・石狩市子ども・子育て会議条例（平成25年9月1日施行）
- ・子ども・子育て支援法（平成24年8月22日公布）

【抜粋】

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。（以下略）

- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

2 趣旨・目的

- ・子育て支援法第77条に規定する合議制の機関として、市町村子ども・子育て支援事業計画等への子育て当事者等の意見の反映を始め、市における子ども・子育て支援施策について地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえた実施を担保することを目的とする。

【子ども・子育て支援法第77条の規定による所掌事務】

- (1) 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員の設定について意見を述べること。
- (2) 特定地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育等）の利用定員の設定について意見を述べること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定・変更について意見を述べること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

- ・市町村計画策定のため、次世代育成支援行動計画（こども・あいプラン）に基づく取り組み状況の把握、評価する。
- ・市町村計画を策定する際に審議を行うことのほか、子育て支援施策の実施状況を調査審議するなど、継続的に点検・評価・見直しを行っていく（PDCAサイクルを回していく）役割が期待されている。

主な審議事項（新制度施行まで）

- ・現時点で想定される、新制度施行（27年4月）までの主な審議事項は次のとおり。
 - ・事業計画（ニーズ調査を含む）
 - ・給付対象施設の利用定員
 - ・その他、新制度の施行準備にあたり本市が決定すべき重要事項
- ※施設・事業の設備運営基準については、社会福祉審議会の意見を聴取。（子ども・子育て会議にもその内容を報告。）
- ・これらのほか、新制度に関する国の重要な決定事項、市の進捗状況等について、必要に応じて事務局から報告。

審議スケジュール（新制度施行まで）

- ・25年度は、計3回開催予定。
 - 第1回（9/5）
 - ・「子ども・子育て支援新制度」について など
 - 第2回（11月頃）
 - ・ニーズ調査の内容・実施方法について
 - ・こども・あいプランの進行管理について など
 - 第3回（H26.2月頃）
 - ・ニーズ調査結果・事業計画骨子（案）について
 - ・こども・あいプランの進行管理について など
- ・次年度の審議事項、開催時期・回数等は、国の動向等に応じて今後検討。

○石狩市子ども・子育て会議条例

平成25年6月27日条例第23号

石狩市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、石狩市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 子どもに関する施策について、市長の諮問に応じて調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げる事務に関し、必要に応じて市長に意見を述べること。

(組織)

第3条 会議は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援（子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) 市民のうちから市長が公募した者
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集するものとする。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の選任のための手続その他のこの条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。